

公 告

令和8年度新事業創出モデル伴走支援業務に係る委託候補者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和8年3月23日

公益財団法人しまね産業振興財団 代表理事理事長 馬庭 正人

1 企画提案競技に付する事業

(1) 委託業務名

令和8年度 新事業創出モデル伴走支援業務

(2) 目的

県内事業者とIT企業が連携し（事業共創）、デジタル技術を活用した新たな事業創出やビジネスモデルの変革に取り組むことで、DXを推進し高付加価値な事業形態へのチャレンジの機会を創出するため、企業変革を志向する県内企業に対して、専門家を配置し新規事業創出・ビジネスモデル変革等への伴走支援（以下、「伴走支援プログラム」という。）を行うことで、他の県内企業のモデルとなる成功事例の創出を図る。

(3) 仕様

「令和8年度新事業創出モデル伴走支援業務 企画提案競技 仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(5) 委託料上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

(1) 単独の法人であること。

(2) 次の各号を満たす者であること。

① 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

- ⑤島根県の区域内に事業所を有している者にあつては、島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 企画提案募集説明会

企画提案募集説明会は実施しない。

(4) 企画応募に関する質疑・回答

- ①令和8年3月30日（月）12時までに、「質問書（様式2）」を電子メールにより、しまね産業振興財団しまねソフト研究開発センター（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。送信後に必ず到着確認の電話を行うこと。（電話での質疑は受け付けない。）
- ②質問に対する回答は、令和8年4月1日（水）までにしまね産業振興財団ホームページに掲載する。

(5) 参加表明書・企画提案書の提出方法

① 提出書類

新事業創出モデル伴走支援業務 企画提案競技 実施要領（以下、「企画提案競技実施要領」という。）による。

② 提出方法

令和8年4月10日（金）午後5時15分までに、持参又は郵送（必着）により、しまね産業振興財団しまねソフト研究開発センター（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分（土、日、祝日除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

③ 留意事項

提案競技実施要領に記載する。

(6) 選定審査の実施

選定審査は、別に設置する「令和8年度新事業創出モデル伴走支援業務 委託候補者選定

審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において行う。

なお、応募資格を有しない者又は委託料上限額を超える者は、失格とする。また、提案者が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。

① 日時

令和8年4月14日(火)午後1時から午後5時まで【予定】

上記日時は予定であり、詳細(日時、場所、提案競技順等)は、4月10日(金)までに、電子メールで通知する。

② 実施方法

現地開催。オンラインによる出席も可。

③ 場所

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 2F会議室

④ 委託候補者の決定

選定審査結果1位の事業者を委託候補者とするが、1位の事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げることとする。

⑤ 選定審査結果の通知

文書により、提案者に対してそれぞれ通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、選定審査結果に対するの異議は受け付けない。

3 契約等

- (1) 受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (3) 契約金額については、採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

4 その他

- (1) 本提案競技において提出された書類等は、他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。

5 企画提案競技に関する問合せ先

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地

公益財団法人しまね産業振興財団

しまねソフト研究開発センター 担当 安食、安部

電話 0852-61-2225

ファクス 0852-61-3322

電子メール itoc@s-itoc.jp